

論点整理② 利用目的の範囲の考え方

特定個人情報保護ガイドライン検討会（事業者グループ）等において寄せられた意見・質問等に基づいて「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（素案）Ver. 2」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（素案）」につき見直しを行った結果、上記各素案について、【別紙1】「論点整理② 利用目的の範囲の考え方（新旧対照表）（事業者編）」及び【別紙2】「論点整理② 利用目的の範囲の考え方（新旧対照表）（金融業務）」のとおり修正を行うこととした。

具体的には、上記各素案よりも、利用目的の特定及び通知等の程度を簡易にするとともに個人番号の利用目的の範囲につき広く考えることとし、上記各素案において利用目的の変更及び通知等を行うことが必要であるとしていた個人番号の利用事例についても、利用目的の範囲内にとどまるものと解して、その利用を認めることとしている。

論点整理②

【別紙 1】 利用目的の範囲の考え方（新旧対照表）（事業者編）

パブコメ案	素案 Ver.2
<p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p>a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止（番号法第29条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項、番号法第32条）</p> <p>事業者は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要がある。</p> <p>* 個人番号関係事務の場合、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険加入等事務」のように特定することが考えられる。</p> <p>番号法は、<u>個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。</u></p> <p><u>したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができ、利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、個人番号を適法に保管していたとしても、原則として、改めて利用目的の特定及び本人への通知等を行った上で、個人番号の提供を求めなければならない。</u></p>	<p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p>a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止（番号法第29条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項、番号法第32条）</p> <p>事業者は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならないが（個人情報保護法第15条第1項）、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要がある。</p> <p>* 個人番号関係事務の場合、「雇用契約等に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務」、「雇用契約等に基づく健康保険・厚生年金保険の加入等事務」のように特定することが考えられる。</p> <p>番号法は、<u>本人の同意があったとしても、利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。</u>この点は、本人の同意があれば、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用することができる個人情報保護法と異なる点である。</p> <p>利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、個人番号を適法に保管していたとしても、原則として、<u>改めて利用目的の特定及び本人への通知等を行った上で、個人番号の提供を求めなければならないが、支払調書作成事務という点で共通する等、当初の利用目的と合理的な関連性が認められる場合であれ</u></p>

パブコメ案	素案 Ver.2
<p>(利用が認められる場合)</p> <p>* 〈当年以後の源泉徴収票作成事務に用いる場合〉 前年の給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号については、同一の雇用契約に基づいて発生する当年以後の源泉徴収票作成事務のために利用できると解される。</p> <p>* 〈退職者について再雇用契約が締結された場合〉 前の雇用契約を締結した際に給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号については、後の雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために利用できると解される。</p> <p>* 〈講師との間で講演契約を再度締結した場合〉 前の講演契約を締結した際に講演料の支払に伴う報酬、料金、契約及び賞金の支払調書作成事務のために提供を受けた個人番号については、後の契約に基づく講演料の支払に伴う報酬、料金、契約及び賞金の支払調書作成事務のために利用できると解される。</p>	<p>ば、利用目的の変更及び本人への通知等（個人情報保護法第15条第2項、第18条第3項）を行った上で、その個人番号を利用することができる。</p> <p>したがって、従業員等との法律関係等に基づいて当初から複数の個人番号関係事務で個人番号を利用することが必要である場合には、個人番号を入手する際に、複数の利用目的の特定及び本人への通知等を行っておくことが考えられる。</p> <p>(利用目的の変更が認められる場合)</p> <p>* 〈退職者について再雇用契約が締結された場合〉 前の雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受け、利用した個人番号を適法に保管している場合は、利用目的の変更及び本人への通知等を行った上で、後の雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために利用できると解される。</p> <p>* 〈講師との間で講演契約を再度締結した場合〉 前の講演契約に基づく講演料の支払に伴う報酬、料金、契約及び賞金の支払調書作成事務のために提供を受けた個人番号を適法に保管している場合、利用目的の変更及び本人への通知等を行った上で、後の契約に基づく講演料の支払に伴う報酬、料金、契約及び賞金の支払調書作成</p>

パブコメ案	素案 Ver.2
<p>* 〈不動産の賃貸借契約を追加して締結した場合〉 前の賃貸借契約を締結した際に支払調書作成事務のために提供を受けた個人番号については、後の賃貸借契約に基づく賃料に関する支払調書作成事務のために利用できると解される。</p> <p>(利用が認められない場合)</p> <p>* 給与の源泉徴収事務のために提供を受けた個人番号を、健康保険・厚生年金保険届出事務に利用しようとする場合は、改めて個人番号の提供を受ける必要がある。</p> <p>したがって、事業者は、給与の源泉徴収事務だけでなく健康保険・厚生年金保険届出事務等を行う場合には、従業員等から個人番号の提供を受けるに当たり、これらの事務の全てを利用目的として特定して、本人への通知等を行うことが考えられる。なお、通知等の方法としては、従来から行っている個人情報の取得の際と同様に、社内 LAN における通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記等の方法が考えられる。</p>	<p>事務のために利用できると解される。</p> <p>* 〈不動産の賃貸借契約を追加して締結した場合〉 前の賃貸借契約に基づく賃料に関する支払調書作成事務のために提供を受けた個人番号を適法に保管している場合、利用目的の変更及び本人への通知等を行った上で、後の賃貸借契約に基づく賃料に関する支払調書作成事務のために利用できると解される。</p> <p>(利用目的の変更が認められない場合)</p> <p>* 給与の源泉徴収事務のために提供を受けた個人番号を、健康保険・厚生年金保険届出事務に利用しようとする場合は、利用目的の変更はできないため、改めて個人番号の提供を受ける必要がある。</p> <p>したがって、事業者は、給与の源泉徴収事務だけでなく健康保険・厚生年金保険届出事務等を行う場合には、従業員等から個人番号を入手するに当たり、これらの事務の全てを利用目的として特定して、本人への通知等を行うことが考えられる。なお、通知等の方法としては、従来から行っている個人情報の取得の際と同様に、社内 LAN における通知、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記等の方法が考えられる。</p>

論点整理②

【別紙2】利用目的の範囲の考え方（新旧対照表）（金融業務）

パブコメ案	素案
<p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p>a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止（番号法第29条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項、番号法第32条）</p> <p>金融機関は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要がある。</p> <p>* 「金融商品取引に関する支払調書作成事務」、「保険取引に関する支払調書作成事務」のように特定することが考えられる。</p> <p>番号法は、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があったとしても、<u>利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。</u></p> <p>したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができ、<u>利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、個人番号を適法に保管していたとしても、原則として、改めて利用目的の特定及び本人への通知等を行った上で、個人番号の提供を求めなければならない。</u></p>	<p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p>a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止（番号法第29条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項、番号法第32条）</p> <p>金融機関は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならないが（個人情報保護法第15条第1項）、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要がある。</p> <p>* 「金融商品取引契約に基づく支払調書作成事務」、「保険契約に基づく支払調書作成事務」のように特定することが考えられる。</p> <p>番号法は、<u>本人の同意があったとしても、利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。</u>この点は、本人の同意があれば、<u>利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用することができる個人情報保護法と異なる点である。</u></p> <p>利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、個人番号を適法に保管していたとしても、原則として、<u>改めて利用目的の特定及び本人への通知等を行った上で、個人番号の提供を求めなければならないが、当初の利用目的と合理的な関連性が認められる場合であれば、利用目的の変更及び本人への通知等（個人情報保護法第15条第2項、第18条第3項）を行った上で、</u></p>

パブコメ案	素案
<p>* 前の保険契約を締結した際に保険金支払に関する支払調書作成事務のために提供を受けた個人番号については、後の保険契約に基づく保険金支払に関する支払調書作成事務のために利用できると解される。</p> <p>* 金融機関が顧客から個人番号の提供を受けるに当たり、想定される全ての支払調書作成事務等を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことが考えられる。なお、通知等の方法としては、従来から行っている個人情報の取得の際と同様に、利用目的を記載した書類の提示等の方法が考えられる。</p>	<p>その個人番号を利用することができる。</p> <p>したがって、当該顧客との法律関係等に基づいて当初から複数の個人番号関係事務で個人番号を利用することが必要である場合には、個人番号を入手する際に、複数の利用目的の特定及び本人への通知等を行っておくことが考えられる。</p> <p>* 前の保険契約に基づく保険金支払に関する支払調書作成事務のために提供を受けた個人番号を適法に保管している場合、利用目的の変更及び本人への通知等を行った上で、後の保険契約に基づく保険金支払に関する支払調書作成事務のために利用できると解される。</p> <p>* 金融機関が顧客から個人番号を入手するに当たり、契約関係等に基づいて想定される全ての支払調書作成事務等を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことが考えられる。なお、通知等の方法としては、従来から行っている個人情報の取得の際と同様に、利用目的を記載した書類の提示等の方法が考えられる。</p>